

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度	本プロジェクトは、就労の機会が限られている障がい者の自立を促進するため、女性を主とする障がい者 160 名が、キノコ栽培やカエル／ナマズ養殖などの小規模な生産活動により収入を増やすことをプロジェクト目標とした。2 年間の事業における 1 年次にあたる本事業は、ウドムサイ県およびサヤブリー 2 県 3 郡に居住する障がい者 80 名を対象とし、キノコ栽培およびカエル／ナマズ養殖に関する技術研修を実施し、80 名全員が生産活動を開始した。生産活動における受益者 80 名の平均収益は、(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修（カエル養殖／ナマズ養殖）、および (イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修（キノコ栽培）のいずれも目標となる指標を達成した。また、対象 2 県 3 郡にて、障がい者の直面する課題や障がい者の権利に関する啓発研修を行い、政府職員や村長などを含む地域住民の障がい者に対する理解を促進した。 また、国内最大の障がい当事者団体であるラオス障がい者協会（The Lao Disabled People's Association, 以下 LDPA）の能力強化のため、これらの活動を LDPA 県支部と協働して実施し、研修計画やモニタリング方法などの技術指導を行った。
(2) 事業内容	<u>(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修（カエル養殖／ナマズ養殖）</u> 2019 年 6 月、対象 2 県 3 郡内の 5 ヲ所の村役場において、各郡の農林局事務所の講師を招き、80 名の障がい者とその家族を対象にカエル／ナマズ養殖研修を 10 回実施し、餌やりの回数や水を取り替える頻度について指導した（「添付資料①研修・ワークショップ実績表」参照）。研修では、参加者が理解しやすいよう、教材や資料に写真を多用したほか、講義に加え実践を交えた。 養殖研修の実施に合わせ、各郡の労働社会福祉事務所および LDPA 県支部を通じ、ナマズの稚魚や仔ガエル、餌、収穫用の網など、養殖に必要な資材を 80 名の障がい者へ配付した。配付時には当会、LDPA 県支部および受益者の居住する村の村長、各受益者との間で、資材が適切に使用されるよう合意書を取り交わした。（「添付資料②配付資材一覧」参照） 養殖研修に参加し資材を受け取った受益者 80 名全員が、配付した資材を用いて、自宅に設置した養殖池で生産活動を開始した。生産活動開始後は、当会および LDPA 県支部の担当者が定期的に各受益者宅を訪問し、水の管理状況や適当な餌の量、病気の有無などを確認するとともに、必要に応じて養殖の指導も行い、販売面については市場価格や仲介人の情報を共有した。各自で養殖したカエル／ナマズは、地域内を巡回する仲介人や近隣住民に販売したほか、村の市場でも販売した。さらに、各受益者による生産活動が他の住民に広く知れ渡り、生産活動を継続するために必要な利益を得られるよう、カエル／ナマズ養殖を行っている障がい者の情報を記載したポスターを作成し、地域内の村長へ配付して説明し、受益者自身の宣伝に活用した。 2019 年 12 月末までに、生産活動を実施している受益者 80 名が、1 回の生産サイクルで平均約 582,000LAK（約 65USD）の売り上げを記録した。カエル／ナマズは、生産活動の実施可能な時期が例年雨季の 5 月～8 月に限られており、新たなサイクルを始めるのは次の雨季となるため、受益者自身が 2 サイクル目の準備ができるよう、当会および LDPA 県支部が受益者宅を定期訪問する際に、必要な資材の値段や購入する時期について各受益者に助言を行った。

(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修 (キノコ栽培)

障がい者による生産活動の開始後、当会および LDPA 県支部が定期的に各受益者宅を訪問し、栽培パックの作製や栽培小屋の設置状況、栽培小屋の湿度、キノコ栽培パックの保管や水やりが適切に行われているか、売り上げが適切に記録されているかなどを確認するとともに、必要な場合は指導を行った。収穫したキノコは、障がい者が地域内を巡回する仲介人や近隣住民に販売したほか、村の市場で販売した。販売促進について、各障がい者による生産活動が他の住民に広く知れ渡るよう、当会および LDPA 県支部は、キノコ栽培を行っている障がい者の情報を記載したポスターを作成の上、地域内の村長へ説明し、受益者自身の宣伝に活用した。2019 年 10 月末までに、生産活動を実施している障がい者 80 名が、1 回の生産サイクルで平均 865,845LAK (約 95USD) の売り上げを記録した。

11 月から 12 月にかけて、当会および LDPA 県支部は、障がい者が生産活動を継続することができるよう、新たな生産サイクルを開始する際に購入する必要がある資材の種類や値段、資材業者の情報を共有し、資材の発注や支払い方法などについて助言を行った。また、各障がい者が生産活動のなかで直面している課題と解決方法について協議し、障がい者同士の協力関係を促進するため、12 月に対象 2 県 3 郡の 8 カ所にて、生産者によるグループディスカッションのための会合を開催した。同会合では、参加者に共通する課題として、ビエンチャンで購入する必要がある資材の発注や支払い方法が限られていること、キノコ栽培パックを作製する際の労働力の不足などが挙げられた。その結果、参加者の中から新しいキノコ資材の販売店の情報が共有され、労働力不足および資材調達については受益者間で協力することが提案されるとともに、LDPA 県支部が発注や輸送方法を指導する体制が構築された。(「添付資料①研修・ワークショップ実績表」参照)

(ウ) 障がい者権利啓発活動

2019 年 9～10 月、対象 2 県 3 郡において、LDPA 本部の障がい者権利啓発部門から専門の職員を講師として招き、生産活動に不可欠な地域住民の理解促進を目的に、郡職員や受益者の居住する村の委員会メンバー、受益者とその家族を対象とした 2 日間の障がい者権利啓発ワークショップを 3 回実施した。(研修実施詳細は添付①研修実施実績表を参照)

ワークショップでは、障がいについての基本的な知識や、国連障害者権利条約、およびラオスの障がい者の権利に関する法律を説明するとともに、補助器具の使用を通じて障がい者が感じている社会的障壁についての理解を促進した。また、カエル／ナマズやキノコの生産活動を行っている障がい者とその家族が各自の活動内容を紹介し、障がいがあってもできることを発表するなど、参加者も積極的に意見を述べる参加型の構成とした。さらに、当会職員や LDPA 県支部職員による補助の下、郡職員や村長を含む参加者が村の障壁について考える時間を設け、日常生活においてできるバリアフリーへの配慮や活動について議論を交わした。

(エ) LDPA 県支部の強化、ならびに LDPA 本部との情報共有

本プロジェクトでは、第 1 年次を小規模起業にかかる研修の実施からモニタリングまでの全工程についての技術指導の期間と位置付け、当会と LDPA 県支部職員が協働して事業を実施した。LDPA 県支部とともに毎月月例会議を実施し、活動計画や毎月の活動内容を議論するとともに、LDPA 県支部と本部の間の連絡調整や報告および情報共有の状況について確認した。研修計画については、LDPA が主体的

	に研修を実施していけるよう、LDPA と協働で策定した。2019 年 12 月 9 日には、LDPA 年次報告会をビエンチャンで開催した。両県支部の職員が各県の活動状況について発表し、LDPA 本部からフィードバックを受けた。報告会では当会と LDPA 本部、県支部が本事業において直面した課題や経験についても共有し、第 2 年次の効果的な事業実施と課題に対する解決策を議論した。また、LDPA 県支部は、LDPA 本部に月次活動報告書を提出し、活動状況について共有した。 小規模起業支援や対象地域の障がい者の状況に関する政府関係者の理解、および関係各局との連携を促進することを目的として、事業中間会議および事業 1 年次会議を開催した。事業開始から 6 ヶ月経過後、2019 年 7 月 16 日にウドムサイ県、18 日にサヤブリー県において開催した中間会議には、労働社会福祉省や外務省担当者、各県関係各局および事業対象郡関係事務所を招待し、当会および LDPA が事業の報告を行った。会議後、参加者は本事業対象の障がい者宅を訪問し、障がい者が実施する生産活動の様子を視察した。 事業終了に先立ち、事業 1 年次会議を 2019 年 12 月 10 日にビエンチャンにおいて開催した。ラオス労働社会福祉省国家障がい高齢者委員会（NCDE）のほか関係省庁に加え、両県の県および郡関係者が参加した。会議では当会および LDPA から本事業第 1 年次における成果や各県の経験を報告し、参加した政府関係者から助言を受けるとともに、第 2 年次の効果的な事業実施や障がい者のニーズに即した支援について意見交換した。 さらに、12 月 15～19 日の 5 日間、障がい者のエンパワメントを専門とし、世界視覚障がい者連盟アジア・太平洋地域会長を務める田畑美智子氏を専門家として派遣し、12 月 17～18 日の 2 日間、当会および LDPA 県支部職員計 10 名を対象に、障がい者のエンパワメント研修を実施した。参加者は障がい者とその家族への接し方や障がい者の社会参加について学んだ。派遣期間中、LDPA 本部に加え、ラオス視覚障がい者協会やラオス聴覚障がい者協会を訪問し、活動内容などの情報交換を通して、地方における様々な種類の障がい者を対象にした支援の可能性について協議した。
(3) 達成された効果	<u>(ア) 女性を主とした障がい者が、カエル養殖、またはナマズ養殖に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 80 名の障がい者を対象に実施したカエル養殖／ナマズ養殖研修に、116 名の障がい者およびその家族が参加し、カエル／ナマズの養殖技術を学んだ。参加者を対象に実施した理解度テストでは正答率は 90%以上であった。また、養殖用資材を受け取った障がい者 80 名全員が、研修後に生産活動を開始した。当会および LDPA 県支部による生産活動のモニタリングでは、各郡の農林局事務所の講師や仔ガエル／ナマズ稚魚の業者から補助を得ることで、地域の人的資源を活用した持続可能な収入サイクルの基礎が整備されたことを確認した。養殖活動を通して、80 名の障がい者が 1 回の生産サイクルで平均 582,000LAK（約 65USD）の収入を得ることができた。 さらに、2020 年 1 月現在、80 名の障がい者のうち 70%にあたる 56 名が、1 サイクル目の生産活動から得られた収益やキノコ栽培から得られた収益を利用して、2020 年の雨季に養殖活動の 2 サイクル目を行う予定であることを確認した。 <u>(イ) 女性を主とした障がい者が、キノコ栽培に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する</u> 女性を主とする障がい者を対象に実施したキノコ栽培研修に障がい者 80 名を

	とその家族計 147 名が参加し、キノコ栽培技術を学んだ。参加者を対象に実施した理解度テストでは、正答率は 90%以上であった。また、研修に参加し栽培用資材を受け取った障がい者の約 99%にあたる 79 名が研修後にキノコ栽培を開始した。生産活動を開始できなかった 1 名については代替者を選出し、代替者が当会および LDPA 県支部による個別研修の後、生産活動を開始した。当会および LDPA 県支部による生産活動のモニタリングを通じ、各郡の農林局事務所の講師の補助を得ることで、地域の人的資源を活用した持続可能な収入サイクルの基礎が整備されたことを確認した。キノコ栽培活動を通して、80 名の障がい者が 1 回の生産サイクルで平均 865,845LAK (96USD 相当) の収入を得ることができた。 さらに、80 名の障がい者のうち 72.5%にあたる 58 名が、2 サイクル目の生産活動を自己投資で行う意志があることを確認した。2020 年 1 月現在、35%にあたる 28 名が 1 サイクル目の生産活動から得られた収益などにより、2 サイクル目の生産活動を開始した。 <u>(ウ) 地方行政ならびに地域住民が、障がい者の権利を理解する</u> 対象 2 県 3 郡において障がい者の権利に関するワークショップを実施し、地方行政機関職員や受益者の居住する村の村長、受益者とその家族を含む地域住民 74 名が参加した。ワークショップ参加者は、障がい者の権利や法律についての基礎的な知識について学ぶとともに、補助器具を体験することで身近にある障壁への理解を深めた。ワークショップ後の理解度テストでは、参加者の約 75%が合格点である正答率 70%を超え、全体の平均正答率は約 80%であった。また、ワークショップを通じ、障がい者の生産活動を紹介し、障がい者が実際に直面している資材の輸送や販売についての課題を共有したことで、郡の労働社会福祉事務所職員や村長の協力を得られるようになるなど、障がい者が直面する課題が地域の資源により解決される基礎を整備した。 <u>(エ) LDPA 県支部の能力が強化され、LDPA 本部との連携が深まる</u> LDPA 県支部が LDPA 本部に月次活動報告書を提出し、月ごとの活動状況、各県の障がい者の状況を共有した。また、中間報告会において、両県支部の職員が各県の活動状況や計画について発表し、LDPA 内部における本事業に関する理解を促進するとともに、LDPA 本部からフィードバックを受けた。これにより、2 年次に LDPA 県支部が主体となってより効果的に事業を実施するための下地を整えることができた。 <u>「持続可能な開発目標(SDGs)」に対する成果</u> 本事業では小規模起業支援により、対象地域において、女性を主とした障がい者の収入が向上したことにより、SDGs における目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット 1.1「2030 年までに、現在の 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」および 1.2「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」の達成に寄与した。
(4) 持続発展性	本事業では、小規模起業支援の対象である女性を主とする障がい者が協力して、持続可能な生産活動を継続していくことができるよう、研修内容に参加者同士が協力して行う実習を盛り込むとともに、生産活動を行う障がい者が経験を共有し、課題解決を話し合う会合を開催した。これにより、参加者同士の交流が深まり、2 サイクル目の資材調達を協力して実施するなど、相互扶助の関係構築が進んでいる。

(様式 4)

また、本事業では、LDPA 県支部の能力強化と本部との関係強化に取り組んだ。2 年間にわたる本プロジェクト終了後も LDPA 県支部が継続して受益者への支援を実施できるよう、第 1 年次には小規模起業支援にかかる活動の全工程を当会職員と LDPA 県支部が協働で実施することにより、LDPA 県支部の技術指導を行った。また、事業の中間時および終了時に、本事業のカウンターパートでありラオスにおける障がい者支援を管轄する NCDE、同省県支局や郡事務所、他関連省庁に対し第 1 年次の成果を報告し、対象地域における小規模起業支援による障がい者支援に関する理解を促進した。第 2 年次においては、LDPA 県支部が主体となって小規模起業研修を実施することにより、能力強化に取り組むとともに、活動を通じて各県支部が地域の障がい者のニーズを把握することで、同県支部が管轄する地域に居住する障がい者に対するより一層の支援が展開されることを目指す。